特集 不動産、土地利用と災害

最新の防災・復興法制について

一般財団法人土地総合研究所 専務理事 佐々木 晶二 ささき しょうじ

1. はじめに

本稿においては、防災・復興法制を概観すると ともに、東日本大震災以降の制度改善事項を明ら かにする。

東日本大震災以降、いくつかの防災・復興制度 に関するテキスト、文献などが発行されている¹も のの、超法規的な通知などを踏まえた東日本大震 災以降の法改正の経緯、東日本大震災関係の条例 の制定状況、通知や事務処理要領などのレベルま で突っ込んだ災害救助法の運用の改善経緯につい て、分析したものは存在しない。

この点について、本稿の独自性があると考えている。

2. 防災・復興法制の基本的な枠組み

(1) 防災・復興法制の分析の視点

防災・復興法制については、災害予防、緊急事態、応急対策、復旧・復興対策として区分して分析することが分かりやすい。

緊急事態は生存者救出率の高い72時間を、応急対策は応急仮設住宅の供給によって避難所生活が終了する3ヶ月から6ヶ月を想定しているが、個々の自然災害により異なるものであるので、この区分は便宜的なものである。

(2) 防災・復興制度に関する基本的な法律

(1)で述べた4区分に従い、防災・復興法制に関する基本的な法律を整理すると図表1のとおりである。

このうち、オレンジの塗りつぶしの法律は内閣 府防災担当の所管する法律、◎は東日本大震災そ の他の自然災害を踏まえて、新規立法された法律²、 ○は、東日本大震災その他の自然災害を踏まえて 法改正が行われた法律である。

個別の法律の内容については、拙著³など関係文献に譲る。

(3) 防災・復興制度を現実に実施する組織

防災・復興法制を所管する国の部局及びそれに 基づいて現実に対応を行う地方機関を整理したも のが図表2である。

このうち、内閣官房危機管理監は、他の国の省 庁と異なり、内閣法第15条に基づき、関係省庁の 業務を総合的に調整する業務を担っており、図表 1に掲げた個別の法律(いわゆる行政法でいうと ころの作用法)は所管していない。また、大規模 な自然災害が発生した直後の緊急事態の際には、

¹ 生田長人『防災法』(信山社、2013)、岡本正『災害復興法学Ⅰ』(慶應義塾大学出版会、2014)、岡本正『災害復興法学Ⅱ』(慶應義塾大学出版会、2018)、山崎栄一『自然災害と被災者支援』(日本評論社、2013)、津久井進『大災害と法』(岩波書店、2012)

²「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法を改正した法律だが、対象地域が拡大して南海トラフ地震に備える一般的な法律となり、また、支援措置も拡充されたため、◎と整理している。

³ 拙著『最新防災・復興法制』(第一法規、2017)、生田 長人『防災法』(信山社、2013)

(図表1) 防災・復興制度に関する基本的な法律

	災害予防	緊急事態	応急	復旧•復興
	災害の発生前	・発生直後から72時間 ・生存者救出	・4日目~3ヶ月-6ヶ月まで ・避難所生活	・2年から数年 ・応急仮設住宅生活 ・建築・土木事業実施中
	〇災害対策基本法		〇災害対策基本法	〇災害救助法
			〇災害救助法	◎大規模災害からの復興に関する法律
一般法		〇災害対策基本法		被災市街地復興特別措置法
			災害 中慰金の支給等に関する法律	
			被災者生活再建支援法	
特別法	◎南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法	消防組織法第45条(緊急消 防援助隊)		公営住宅法
	◎津波防災地域づくり法	自衛隊法第83条(災害派遣)		公共土木施設災害復旧事業 費国庫負担法
	◎強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に 資する国土強靱化基本法	警察法第71条以下(緊急事態の布告、警察指揮系統の 特例)		〇道路法 海岸法 河川法など
	〇土砂災害警戒区域等における 土砂災害防止対策の推進に関す る法律			防災のための集団移転促進 事業に係る国の財政上の特別 措置等に関する法律
	地震保険に関する法律			

(図表 2) 防災・復興制度の所管省庁及び実施地方機関

	災害予防	緊急事態	応急	復旧・復興	
	災害の発生前	・発生直後から72時間 ・生存者救出	・4日目〜3ヶ月-6ヶ月ま で ・避難所生活	・2年から数年 ・応急仮設住宅生活 ・建築・土木事業実施中	
	内閣府(防災担当)	内閣官房危機管理監		国土交通省	
中心と		内閣府(防災担当)			
		総務省消防庁	内閣府(防災担当)	農林水産省	
		防衛省		その他事業関係省庁	
		警察庁			
(東日 本大震 災)	同上	同上	同上	復興庁	
中心と	市町村(危機管理部局)	市町村(危機管理部局)	市町村(危機管理部局)	各省庁の地方支分部局	
		市町村消防	市町村(福祉部局)	都道府県事業部局	
		都道府県警察本部		市町村事業部局	

関係省庁の局長クラスが官邸に集まって政府の対 応策を協議するがその際の座長的な役割を果たす 慣例となっている。

地方機関については、災害救助法の事務が一定 の政令市を除いて都道府県の事務とされているが、 現実の事務のほとんどが市町村に委任されている ことから、あえて、応急段階で都道府県を記載し ていない。

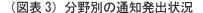
また、市町村の緊急事態対応については、小規模な市町村では生存者救出などを行う消防活動を行う部門と避難指示などをだす危機管理部門が一体化している場合もあるが、消防活動と危機管理の活動は本来は別ものであること、また、この2つの活動を区別した組織にすべきとの議論もある4ことから、ここでは区分して記載した。応急期に入り避難所などの運営などについては、災害救助法に基づいて実施されるが、災害救助法が2013年まで厚生労働省所管であったこともあり(現在は内閣府防災担当の所管)、現在でも福祉部局で実施される事例も多いことから、応急時の市町村に福祉部局を明記している。

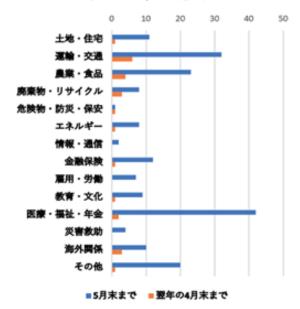
3. 東日本大震災以降の法改正の状況

(1) 緊急事態及び応急対応関係

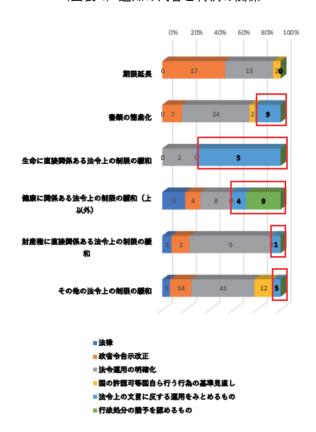
東日本大震災の発生直後の緊急事態及び応急対応については、被災者に対応するために、新たに 法令上の措置を講じるいとまもなかったことから、 現行法令を前提にして、国及び地方公共団体は対応した。

さらに、関係省庁からは、通知、事務連絡などの形式を用いて、法令解釈の柔軟化のほか、法令上は違法となる運用についても特例的に認める考え方が発出された。その概要は図表3及び4のとおり。





(図表 4) 通知の内容と特例の関係



⁴ 平成26年9月25日朝日新聞朝刊記事「危機管理を消防が担えるか」参照。

これらの通知類のうち、法令上の文言に反する 運用を認めるもの、行政処分の猶予を認めるもの は、いわば超法規的措置を認めるものといえる。 これに対しては、2013年の災害対策基本法改正に よる法第86条の3の臨時の医療施設の特例、法第 86条の4による墓地、埋葬等の特例などによって 措置されてものもある。しかし、依然として未措 置の部分も残る5。

さらに、必ずしも超法規的措置としての通知などによって、東日本大震災の際に現場対応が求められた事項ではないものの、従来の災害対策基本法での規定では、東日本大震災クラスの大規模な災害対応として不十分だったとして、2012年、2013年の災害対策基本法で緊急事態、応急対応関係について法改正が行われた⁶。

その主なものは、次のとおりである。

- ●内閣総理大臣の災害緊急事態の布告の要件及び その効果の整理(法第105条から第108条の5)
- ●国による応急措置の代行規定(法第78条の2)
- ●内閣総理大臣による広域一時避難の協議の代行 (法第86条の13)
- ■国又は都道府県によるプッシュ式の物資供給 (法第86条の7)
- ●避難行動要支援者名簿(法第49条の10)、被災者台帳(法第90条の3)の制度化
- ●指定緊急避難場所及び指定避難所の制度化(法 第49条の4から法第49条の9)

なお、災害対策基本法に関しては、2013 年改正 以降も、

- ●2014 年改正で、道路管理者による放置車両撤去 権限の明記
- ●2015 年改正で、災害廃棄物処理に関する環境大 臣の代行規定の創設

が行われている。

災害対策基本法と並んで、応急期における一般

法である災害救助法については、

- ●2013 年改正で法律の所管が厚生労働省から内 閣府への移管
- ●2019 年改正で、政令指定都市が都道府県に代わって救助事務実施できる、救助実施市制度の創設

が行われている。

また、個別法では、道路啓開などを国が地方公 共団体に代わって行うための代行規定を、2013年 及び2020年の道路法改正で創設している。

(2) 復旧・復興対策関係

復旧・復興関係の対策については、東日本大震 災の際に多数の特例法が制定された。そのうち、 組織及び公共施設や都市整備に関係するものは図 表5のとおり。

東日本大震災時に創設した特例制度については、 2 年経過後に創設した「大規模災害からの復興に 関する法律」によって恒久化したものの、恒久化 が必要でできなかった部分(青色の部分)もある。

なお、オレンジ色の部分は、東日本大震災の際の立法が違憲の疑いがあるという議論があったため、恒久法である大規模災害からの復興に関する法律では規定を措置しなかったものである⁷。

2013 年以降は、「大規模災害からの復興に関する法律」は原則改正されておらず、復旧・復興制度において、東日本大震災の復興に関する特例制度のうち、「大規模災害からの復興に関する法律」からは漏れて恒久化されていない部分が多数存在する。

(3) 災害予防関係

災害予防関係としては、2013年の災害対策基本 法改正において、地区防災計画制度を創設している。 特別法としては、2011年に津波防災地域づくり に関する法律、2013年に南海トラフ地震に係る地

⁵ 超法規的措置の法令上の対応状況については拙稿「震 災緩和通知に関する法的検討」(日本災害復興学会第 15 号掲載予定)表 6 参照。

⁶ 詳細は、内閣府の資料参照。http://www.bousai.go.jp/taisaku/minaoshi/pdf/kihonhou_01_1.pdf

⁷ 違憲の疑いがあると論じているのは、小山剛「震災と 財産権」(ジュリスト No1427 号) 65 頁~71 頁。著者は、 この法律制定時に事務的な法案作成責任者であり、直に、 当時の内閣法制局参事官からこの指摘を受けている。

東日本大震災時の立法		恒久的な立法	その内容	
東日本大震災復興基	大震災復興基本法 大震災復興基本法 大規模災害からの復興に関する法 における生活の再建及		復興の理念として「災害を受けた地域 における生活の再建及び経済の復興を 図る」を明記(法第3条)	
復興庁設置法		同上	復興対策本部の規定を明記(法第4条)。それ以上の組織については将来の判断	
	復興推進計画部分	なし	災害公営住宅の払い下げ期限の短縮な ど重要な規定があるが、恒久化でき ず。	
東日本大震災復興	復興整備計画部分	大規模災害からの復興に関する法律	東日本大震災で活用された制度のう ち、予算特例部分以外は恒久化	
特別区域法	復興交付金計画	一般的な規定のみ大規模災害から の復興に関する法律で規定	法第57条で「別に法律で定めるところにより、当該特定大規模災害からの復興のための財政上の措置その他の措置を速やかに講ずるものとする」と規定。	
	被害を受けた公共土木施 Fに係る工事の国等による	大規模災害からの復興に関する法 律	法第43条から第52条で規定 東日本大震災の際には創設しなかった 都市計画決定の代行規定も第42条で創 設	
東日本大震災により甚大な被害を受けた市街 地における建築制限の特例に関する法律		なし	議会及び住民手続なしに8ヶ月の建築制限は違憲の疑いがあるということで、 意図的に恒久化せず。	

(図表5) 東日本大震災時及びその後の恒久的な立法内容

震防災対策の推進に関する特別措置法、強くしな やかな国民生活の実現を図るための防災・減災等 に資する国土強靱化基本法が制定されている。3 つの法律の関係については拙著参照⁸。

また、主に水害に対する土地利用規制の観点から、2011 年、2015 年、2017 年にわたって、土砂 災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進 に関する法律の改正⁹が、2015 年、2017 年に水防 法の改正¹⁰が行われている。

2020年には、都市再生特別措置法等の一部改正 によって、市街化調整区域における浸水ハザード エリア等における住宅等の開発許可の厳格化など が行われた。

4. 東日本大震災以降の条例改正の状況

(1) 基本的な認識

大規模な自然災害に対応する際には、市町村、 都道府県を越えて広域的に発生する事象への対処 ということで、国が制度的枠組みを法律で構築し、 地方公共団体への条例委任などは行わないのが通 例である。

図表 1 で例示した法律においても、原則、法律 または政省令などで細部まで定め、条例委任は行 なっていない。

(2) 公営住宅条例

上記(1)の例外として、公営住宅法がある。

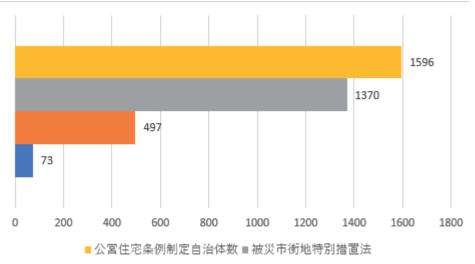
公営住宅法は、平時での公営住宅を管理する部分の規定の相当部分が、公営住宅事業者である都道府県又は市町村の定める条例に委ねる仕組みである。

大規模災害の際に供給される災害公営住宅についても、この公営住宅法に基づいて行われる管理されることが前提になっている。国においては、阪神・淡路大震災の際に定めた恒久法である被災市街地復興特別措置法、福島復興再生特別措置法、東日本大震災復興特別措置法において、被災者の

⁸ 拙著『最新防災・復興法制』(第一法規、2017)12 頁 参照。

⁹ 改正点の概要は、国土交通省の以下の資料参照。 https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/content/0 01323909.pdf

¹⁰ 改正点の概要は、国土交通省の以下の資料参照。https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shaseishin/kasenbunkakai/bunkakai/dai55kai/siryou4.pdf



(図表 6) 公営住宅条例とそのなかで被災市街地復興特別措置法等の特例を明記している条例

■福島特措法

■東日本大震災特別区域法

入居要件を緩和する特例を定めている。この国の 方針に基づき、各都道府県または市町村で制定さ れている公営住宅条例の総てにおいて、これらの 入居要件特例を定めることは法律では想定してい たが、現実には、図表6のとおり、相当な条例に おいて、関係する入居要件特例が定められていな い。

特に、福島復興再生特別措置法、東日本大震災 復興特別措置法に基づく入居要件緩和の特例措置 の制定が不十分である。

なお、このような都道府県及び市町村の公営住宅条例において、被災市街地復興特別措置法等の法律によって入居要件を緩和した規定を措置していない場合については、国土交通省住宅局は、法律の規定が条例に優先して、仮に条例において入居要件が緩和されていないとしても、被災者は入居可能と解している¹¹。ただし、現実には、全国に避難した被災者にとって、条例の規定が対応していないことは障害になることが予想されるので、各都道府県、市町村において、速やかに特例措置を講じることが必要である。

5. 東日本大震災以降の大規模災害対応の法律の 運用改善状況

(1) 基本的な認識

大規模な自然災害に対応する法制度については、 被災者の生命や財産の維持に関する事項であり、 非常時におけるこれらの基本的人権を制約する内 容も有することから、災害予防、緊急事態、応急、 復旧・復興の各段階において、法令でその内容を 規定するのが原則である。

このような立法政策の例外として、災害救助法がある。

災害救助法は、その法律に基づく、避難所の設置、運営や応急仮設住宅の供給など救助の内容を定める法律であり、災害救助法に基づく救助に位置付けられれば、同法第21条に基づき国庫補助の対象となる。

この同法に基づく救助かどうかについては、同 法施行令第3条第1項に基づき、内閣総理大臣が 定める基準に従って、都道府県等災害救助事務を 実施する主体が定めておくこととされている。

さらに、同法施行令第3条第2項に基づき、大 規模な自然災害に直面した場合には、内閣総理大 臣の協議、同意によって、法に基づく救助の範囲 を拡大することができる。

具体的には、平時にあらかじめ定めている内閣

¹¹ 拙稿「応急仮設住宅と災害公営住宅との連携のための法制度上の提案について」(日本災害復興学会論文集 No. 13, 2019. 2) 参照。

総理大臣の基準は、内閣府告示及び災害救助事務 取扱要領で規定されている¹²。

その上で、同法施行令第3条第2項の内閣総理 大臣があらかじめ大規模な災害の発生時に同意し て法に基づく救助内容を示すものとして、内閣府 被災者行政担当参事官が発出する通知がある¹³。

(2) 災害救助法運用の改善状況

災害救助法の運用改善状況のうち、特に、避難 所、応急仮設住宅、応急修理に関するものは、図 表7のとおりである¹⁴。

図表 7 で青色の欄は、内閣府告示で以前より改訂された事項、緑色は同じく、災害救助事務取扱要領での改訂事項¹⁵、オレンジ色は、それぞれの大規模な自然災害に対応して内閣府参事官等から発出された通知の内容である。

そのポイントとしては、

①内閣府告示において、災害救助費の限度額が、 東日本大震災以降大幅に引き上げられていること と(避難所経費(一人一日300円から330円)、

12 法に基づく救助の内容については、このほかに「災害救助費負金交付要綱」https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/doc/tb_h29fu_02cao_215b.pdf と「災害救助法に基づく救助の実施について」https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/doc/tb_h2 9fu_02cao_215a.pdf があるが、いずれも被災者の生活環境に関する事項は「災害救助事務取扱要領」にまとめて書かれているので、本稿では、内閣告示とこの要領の分析を行う。

¹³ 東日本大震災、熊本地震、平成30年西日本豪雨、令和元年豪雨に関しては、日本災害復興学会の以下のURL参照。 http://f-gakkai.net/modules/tinyd9/index.php?id=50

2020年の豪雨に関しては、内閣府の以下のURL参照。 http://www.bousai.go.jp/updates/r2_07ooame/r2_07ooame/todohuken.html?fbclid=IwAR36UTo8e9mwakkMF1QgtGLgjotSVRruL8AGEJPqlQl2fVjzNFxBLFh-4Xc

¹⁴ 図表 7 について、字が小さくて確認しにくい場合には、以下の URL で確認いただきたい。https://docs.google.com/spreadsheets/d/1RQ1xqCXUBDshBDu_M9fZgP 7c7mR_TT7_3C1cb2kRjDg/edit?usp=sharing

15 災害救助事務処理要項は、告示と異なり、毎年の変 更項目を官報などの公刊物で確認することが困難であ る。本稿では、当該要項の全体版がウェブ上で入手でき る、平成20年6月版、平成29年4月版、令和2年5 月版の比較分析を行った。 応急仮設住宅の建設費 (2,401,000 円から5,710,000 円)、応急修理費 (520,000 円から595,000 円)

- ②内閣府告示において、
- ●旅館等の借上げの避難所の明記
- ●借上型応急仮設住宅の明記、地域の実情に応じ た賃料の許容
- ●応急修理の対象に準半壊を対象にする など、要件の緩和が図られていること
- ③災害事務処理要項では、
- ●トレーラーハウスを避難所として活用する例の 明記
- ●避難長期化の場合の簡易ベッドの例示の追加
- ●避難所における予防、防疫措置の明記
- ●避難所への路上生活者受け入れの明記
- ●応急仮設住宅での消化器、AED の設置の補助対 象化
- ●借上型応急仮設住宅に被災者が契約した賃貸住 宅を対象化

など、要件の緩和を図っていること

- ④大規模な自然災害の都度、内閣府被災者行政担 当参事官等から発出される通知では、
- ●避難所に簡易ベッド、間仕切りに加え、障害者 ポータブルトイレ、仮設スロープ、仮設炊事場 などが国庫補助対象になること
- ●エアコン、氷柱などの暑さ対策も国庫補助対象 になること
- ●福祉避難所での加算
- ●借上型応急仮設住宅の賃料 6 万円は弾力運用が 可能であること
- ●建設型応急仮設住宅建設のための造成費、借地 料も補助対象になること
- ●応急修理の期間は応急仮設住宅に入居できること

など、災害の実態に応じて、これまでの取扱の確 認や新しい柔軟な取扱が示されている。

状況
¥
粣
趵
田
鲗
6
助法
臣
教
然哪
谿
$\overline{}$
_
表
×

数 遺籍をえ 基面へ 対気の 避算 指扎の 場の風煙要等風で潜事 の単い対列 は							
事務処理要領改 (1) (2020/5) (2020/	・賃貸型仮設で被 災者名義の賃貸 借契約も対象(51 頁)						
(2019) (2019) (10/23)							
告示 (2019) ・避難所の一日 一人あたり支 出額のアップ (320→330) ・応急仮設住宅 の単価アップ (5610000→ 5710000)							
告示 (2018 /3/30) (5018 /3/30) (5516000)							
事務処理要領改訂 (2017/4) ・避難所の運営・備 蓄についての女性配 (16 頁) ・避難所の例として、 個々に移動可能な、 いわゆるトレーラー ハウスを明記(35 頁) ・使用謝金等の例示 にブルーシート追 加。グリーニング料、 リパック料も核助費 対象(39 頁) ・避難長期化に伴う 改善点として簡易や、 いか付出を含む、 を明記(42 頁) ・避難所での予防、 防疫的措置に限り認 める規定の追加(版 神・遊路のインフルエ ・近急仮設住宅に借 りに「型をの他の供 もによるものを明記 ・他リ上げ型をの他の供 もによるものを明記 ・他リ上げ型をの他の供 もによるものを明記 ・他リ上げ型をの他の供 もによるものを明記 ・他の数(14 頁))・ ・一部とにで簡単の ・一部を記述して簡単の ・一部を記述して情報を可 する(55 頁) ・・一部を記述の ・・一部の ・・一部を記述して信 は は が が が が が が が が が が が が が が が が が	・有償による用地確 保はできないという 記述の削除(50 頁)						
告示 (2017) (20131) (・建設型応急 仮設供与期 間として建築 基準法引用						
(2016 3/31) 場所 で で で の の の の の の の の の の の の の							
告示 (2015) (2015) (2015) (2015) (3010) (310) (310) (2530000 (2530000) (2530000)							
6 (2014 (2014 (2014 (2014 (2014 (3014 (3031) (3000 (3000 (2401000 (2401000 (2530000)							
個 人 的措置 避難所							

	1			le:	
				令和2年豪雨 関係 2020/7	74 通知(熊本・鹿児島)・避難明に部になった、間にはりにかった。間にはりにからない。一方グルトイン、仮設スロープ、障害者等・サーダブルトイン、仮設なり、海の借上げ、対した、板砂路、情の加強、情には難明
6		 ≪ ∽	£.	令和 関係 202(「大本説。中で、「ハーポイ事等禁婦の行へ
集会所	の基準	型の対: (77)	里に資; のみで 頁)		
・賃貸型仮設での借り上げ集会所(57頁)	・準半壊の基準 (25 頁)	・応急修理の対象 に準半壊(77 頁)	・応急修理に資力 の申し出のみで 実施(78 頁)		
· 地也	MA	* 注 章 :			
	四四		2 48th (c)	高	大学 中 本 27 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
	・応急修理の限度額の引き上	I∱(584000→ 595000)		令和元年豪雨 関係 2019/8,9,10	8.28 通知(佐賀 県)・避難所に簡易 ベッド、間仕切 川に加え、障害 イン、仮設なフルト イン、仮設な事場 を例示 ・福祉避難所の 加算 が信 通知 が信 流知 が信 がに が が高 が まり
			•	f西日	
				平成30年西日 本関係 2018/7	7.6.通知 ・避難所に簡 易ペッド、間仕 切りに加え、障 青者ボータブ スローブ、仮設 スローブ、仮 設牧事場を例 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	- 50急後	理の版 度額の 引き上げ (574000	584000)		
動布のの動物でのできる。 194 国) 24 国)	急仮 Fとの 地質	でいる後期に対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	洋額 を原則 は近の		
・平成 27 年豪雨での 民間企業の無償提 供を受けると応急仮 設住宅の提供を受け られない事例(54 頁)	・応急修理と応急仮 設住宅、避難所との 併用を認めない趣旨 (70 頁)	・被災者が自宅でいる場合にも応急修理が対象となる記述(71頁)	・応急修理の基準額 のプール計算を原則 認めないとの記述の 削除(72 頁)		
・ 平成 2 民間企 設住を受 で かない	・応急値 設住宅 併用を (70 頁)	・被災者 る場合 が対象 (71 国)	・ 下 他 の の の の の の の の の の の の の の の の の の		
・建設型仮設 住生の解体 機太費用は 実費とする ・借上げ型仮 形上に型仮 情に応じて家 情に応じた額 ・一直に応じた額 ・一直に対して で、地域の実 で、地域の実 で、地域の実 で、地域の実 が出りまして。 一位にいて、 一位には 一位に 一位を 一位に 一位を 一位に 一位を 一位に 一位を 一位に 一位を 一位に 一位を 一位に 一位を 一位に 一位を 一位に 一位を 一位を 一位に 一位を 一位を 一位を 一位に 一位を 一位を 一位を 一位を 一位を 一位を 一位を 一位を 一位を 一位を	6-	<u> </u>			
				硃	の の の の の の の の の の の の の の
				熊本地震関係 2016/4	4.15 通知・避難所に簡易イット、間仕切り等可・福祉避難所に 加算・行宿祉避難所に加算・選難所の一部の福祉避難所も可、予護職員等可、介護職員等派遣費用も国庫派遣費用も国庫
	- 応急修正の 品	連の版 度額の 引き上げ (547000	567000)		
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	連の版 度額の 引き上げ (520000	547000)		
				東日本大震 災関係 2011/3	3.19 通知 ・借り上げ避 難所(1 日 5000 円) ・避難所開 設、炊き出し 等 2 ヶ月 等 2 ヶ月 新 2 次 3 流知 不27 通知 次3 次3 元 数 第 2 次 3 元 数 数 2 次 3 元 数 4 2 元 通知
		応急修理			盟性の神画
					田田 ク 芥 間

報提供	7.10 通知 ・在宅避難者 への物資、情 報提供		7.17 通知 · 応急仮設の 入居対象者 に半壊を含む · 応急修理 6 ヶ月間の応 急仮設の使 用可 · 借上げ応急	ICIT系質の 語か対象 等が対象 ・応急仮設住 宅の借地料、 造成費も補 助対象化 ・AED、消化
経費の補助対象化 98化 10.16 通知 ・旅館、ホテル での宿泊費も 災害救助費の 避難所設置の 経費 インフルエン ザ予防接種が 補助対象	10.23 通知 ・在宅避難者へ の物資、情報 提供 10.23 通知 ・在宅避難者へ の物資、情報 提供	10.23 通知 ・避難所として のホテル利用 は、2泊3日(食 事付き)が原則 ・要配慮者は、 ・週間、それ以 上も可	8.28 通知(佐賀 県) ・応急仮設と応 急修理の併用 不可	1021 通知 ・応急仮設住宅 には半壊(屋根 等の損傷、屋 内浸水) ・借上げ応急仮 設の経費には
			7.6 通知 ·応急仮設と応 急修理の併用 不可	7.17 通知 ・応急仮設住 宅入居者に は、長期にわ たり自宅に居 住できない 人、半壊も可
補助対象 5.5 通知 ・エアコン設置、 扇風機、氷柱な ど補助対象化 5.20 通知 ・火事場の確保 ・火事場の確保 ・火事場の確保 ・火事等の層、米養士 等の層、米養士 等の層、とあげ、			4.15 通知 ・応急仮設と応急 修理の併用不可	4.26 通知 ・バリアフリー化 ・福祉仮設 ・50 月末満団地 での集会施設 ・応急仮設での ・応急仮設での 地域コミュニティ
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			3.19 通知 ・借り上げ応 急仮設(月 6 万田) ・応急仮設 住宅の着工 機関の緩和 ・広域避難 急の際の受け 破入れ都道府	行 (30) 通知 ・被災者名 ・被災者名 義での賃貸 契約の借上 げ応急仮設 ・補助対象に 管理費共益

器等防火設 備も補助対 象化				
				.#IL
家賃のほか共 益費等が対象 				10.28 通知 ・応急修理に準 半壊対象、所 得の申出書で 可
・借上げ応急 仮設の経費に は家賃のほか	共益費等が対象 多 ・応急仮設住 ・の借地料、 ・の借地料、 は成費も補助 対象化 ・AED、消化器 等防火設備も 補助対象化	7.17 通知 ・長期にわたり 居住不能の要 件の明確化 (雨が降れば 避難指示をう (1そうな場合、 長期とは 1ヶ 月以上)	・半壌で住宅 の再利用がで きないかは、 申請書記載で 可	
重視の入居	5.2 通知 ・仮設住宅の着 工期間の延長	5.9 通知 ・民間賃貸住宅を 補修した場合に 借上げ型仮設住 宅の対象化	5.24 通知 ・応急仮設住宅 入居者には、長 期にわたり自宅 に居住できない 人、半歳も可 ・応急仮設住宅 の借地料、造成 費も補助対象化 ・AED、消化器等 防火設備も補助	対象化 5.2 通知 ・応急修理は自 分で直した場合 には対象外
重 重	5.2.3	· 59.3 计		<u> </u>
費 ・月6万円を 参考に	5.6 通知 ·教助期間を 2.7月以上に 延長 ·応急仮設 住宅用地の 造成費を国 直補助対象	5.18 通知 ・遠方の仮 設住宅や公 務員信舎等 「二一時入居 している者も 地元の応急 仮設住宅に 入居できる	5-21 通知 ・借上げ応 ・借上げ応 ・高仮設の 6 カカロの柔軟 化 ・応急仮設 ・で急仮設 ・コン、ガスコ ・コン、ガスコ ・コン、ガスコ 補間対象	
費 ・月67 参考に	5.6 通知·教母期期 · 教母期期 · 教母期期 5.7 月以 2.7 月以 2.7 月以 应表 · 5.0 60 位 任 · 日 · 日 · 日 · 日 · 日 · 日 · 日 · 日 · 日 ·	・18 ・18 ・18 ・18 ・18 ・18 ・18 ・18 ・18 ・18	125 12	任 他 學 用

6. まとめ

本稿においては、東日本大震災以降の法制度の 改善状況、災害公営住宅に関係する条例制定状況、 災害救助法の運用改善状況を明らかにした。

法律の改善状況については、より客観的な基準による法律の抽出、法改正の対応のばらつきの理由の分析、災害救助法の運用改善状況においても、このような運用改善が行われた理由の分析が必要と考える。これらの点については、今後の検討課題としたい。